

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例について

○事故救済制度

- ・引き続き、見舞金（給付金）制度と賠償責任保険制度の2階建て方式による事故救済制度を実施する。

【参考】

（事故の救済及び予防）

第8条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、市長が定める方法によって認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づく給付金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項及び次条に定めるもののほか、同項の施策を行うに当たって必要な事項は、市長が定める。

○診断助成制度

- ・引き続き、認知機能検診と認知機能精密検査の2段階方式による診断助成制度を実施する。

【参考】

（治療及び介護の提供）

第10条 市は、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを拠点として認知症に係る相談を推進するとともに、早期受診につながる体制の確立並びに早期診断、適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を行うものとする。

○財政上の措置

- ・認知症神戸モデル（事故救済制度、診断助成制度）の財源は、平成31年度から平成33年度までの特例期間を設けて、超過課税を活用している。
- ・特例期間について改正する必要がある。

【参考】

（個人の市民税の均等割の税率の特例）

第9条 前条第1項の規定に基づく施策を実施するため、次項から第4項までにおいて、個人の市民税の均等割の税率の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

- 2 平成31年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に係る均等割の税率は、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第21条第1項の規定にかかわらず、

同項に規定する額に 400 円を加算した額とする。

3 前項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、次に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- (1) 市長が定める方法によって実施する認知症の診断に係る助成に必要な経費
- (2) 前号に規定する診断において認知症と診断された者による事故について、第 12 条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づき、給付金を支給するために必要な経費
- (3) 第 1 号に規定する診断において認知症と診断された者による事故についての賠償責任保険に加入するために必要な経費
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、事故の救済を実施するに当たって必要な事項として市長が定める経費

4 (略)

(財政上の措置)

第 14 条 市は、この条例の目的を達成するため、第 9 条に定めるもののほか必要な財政上の措置を講ずるものとする。

《次期認知症神戸モデルの事業費（概算）》

※令和 4～6 年度の事業として想定

(単位：千円)

	R 4	R 5	R 6	計
事故救済制度	102,425	107,413	112,593	322,431
診断助成制度	186,900	186,900	184,658	558,458
計	289,325	294,313	297,251	880,889

(参考) 認知症に関する定義

※介護保険法の改正（令和3年4月1日施行）。本市条例の改正は不要。

○神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例

(定義)

第2条 この条例において「認知症の人」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（以下単に「認知症」という。）の者をいう。

○介護保険法

【改正前】

(認知症に関する施策の総合的な推進等)

第五条の二 国及び地方公共団体は、認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

【改正後】

(認知症に関する施策の総合的な推進等)

第五条の二 国及び地方公共団体は、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

○介護保険法施行令

【新設】

(認知症)

第一条の二 法第五条の二第一項の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。

○介護保険法施行規則

【新設】

(令第一条の二の厚生労働省令で定める精神疾患)

第一条の二 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第一条の二の厚生労働省令で定める精神疾患は、せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患とする。